

技術者等の配置条件

配置する主任（監理）技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます（営業所ごとの専任技術者は除く（※1））。

契約金額や種別に応じた技術者等の配置条件は以下のとおりです。

契約金額	種別	常駐・専任	配置できない者
4,500 万円以上	現場代理人	常 駐 (※2)	・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
	主任（監理）技術者	専 任 (※3)	・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
4,500 万円未満	現場代理人	常 駐 (※4)	・営業所の専任技術者 ・4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の他工事の現場代理人 ・4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の他工事の主任（監理）技術者
	主任技術者	な し (※4)	・4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の他工事の現場代理人 ・4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の他工事の主任（監理）技術者

※1 営業所における専任の技術者（建設業法に定める営業所ごとの専任技術者）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事の現場主任（監理）技術者になることはできません。ただし、本組合では、特例として、契約金額 4,500 万円未満の工事については、営業所及び工事現場が共に海老名市に所在する場合に限り、営業所における専任技術者を工事現場（1 件に限る）の専任を要しない主任（監理）技術者として配置できることとします。

※2 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

また次の場合は現場が作業期間中ではないので、常駐は必要ありません。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場への立入調査や施工計画の立案、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

※特別な理由により、一時的に現場を離れる場合は、事前に監督員と工事打合せ簿などの書面により打合せを行ってください。

※3 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

※4 主任技術者及び現場代理人は、工事（高座清掃施設組合の発注する入札案件に限ります。）ごとの専任配置とし、高座清掃施設組合の他の工事との兼任配置は不可とします。ただし、契約金額4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満に限り、他現場との兼任配置を可とします。